# 第4章 戦略の取組内容の主な内容(案)

# 1 次世代自動車等先進エコカーの普及促進

電気自動車やプラグインハイブリッド自動車などの次世代自動車が普及し始めている 中、従来のエコカーの定義を見直し、時代の変化に即した車種を新たに次世代自動車等 先進エコカーと位置づけ、普及を図ることとする。

### 次世代自動車等先進エコカー(案)

# 次世代自動車







ハイブ・リット、自動車

電気自動車 プラグインハイブリッド自動車







燃料電池自動車 クリーンディーゼル自動車 天然ガス自動車

# 環境性能に特に優れた従来車





乗用自動車の燃費基準 ☆☆☆☆低排出がス車 平成22年度燃費基準 平成17年排出於2基準 +25%達成車

# (1) 普及の目標

今回新たに位置付ける次世代自動車等先進エコカーの普及及びこの普及に不可欠な燃 料供給インフラの普及を目標とする。

【目標1:次世代自動車等先進エコカーの普及】

〇〇台普及

【目標2:燃料供給インフラの普及】

〇〇基設置

#### (2) 取組(例)

-4-

次世代自動車等先進エコカー普及対策として、①次世代自動車等先進エコカーの導入 促進、②燃料供給施設等のインフラ整備、③次世代自動車等先進エコカーの研究・開発、 ④次世代自動車等先進エコカーの普及・啓発の4つの施策を促進していく。

#### ① 次世代自動車等先進エコカーの導入促進

○ 次世代自動車等先進エコカー導入に対する助成・優遇措置 愛知県で新たに実施の検討を進めている自動車税の減免措置など、税制上の優遇 措置や導入時の初期コスト・維持に対する助成制度を実施する。

○ 次世代自動車等先進エコカー導入制度

愛知県及び名古屋市で条例により低公害車の導入を実施しているが、次世代自動 車等先進エコカーの普及に向け対象車種を見直すなど制度見直しの検討を行う。

○ 従来車の次世代自動車等先進エコカーへの転換促進

大型天然ガストラック普及促進事業(日本ガス協会が平成23年12月から実施) などの新たな取り組みにより次世代自動車等先進エコカーへの転換を促進する。

#### ② 燃料供給施設等のインフラ整備促進

○ 充電設備の整備促進

経済産業省のモデル事業として実施している EV・PHV タウンモデル事業での取り 組みも新たに自動車環境戦略の取り組みに加え、充電設備の整備を促進する。

○ 水素供給施設の整備促進

自動車メーカー及び水素供給事業者による水素供給インフラ整備(平成23年1月 公表)などの新たな取り組みにより水素供給施設の整備を促進する。

#### ③ 次世代自動車等先進エコカーの研究・開発

○ 次世代自動車等先進エコカーの研究・開発の促進

次世代自動車等先進エコカーに使用される部品・部材や蓄電池、充電設備の研究・ 開発の促進や蓄電池やモーター等に含まれるレアメタルを含む部品・部材の回収・ リサイクルの促進について新たな取り組みとして加える。

### ④ 次世代自動車等先進エコカーの普及・啓発

○ 次世代自動車等先進エコカー普及に向けた広報等の実施 次世代自動車等先進エコカーの情報提供に関する取り組みを新たに加え、次世代

自動車等先進エコカーの普及を促進する。

充電設備の位置情報の提供に関する取り組みを新たに加え、次世代自動車等先進 エコカーの普及を促進する。

○ 燃料電池自動車の普及

○ インフラ設備の情報提供

自動車メーカー及び水素供給事業者による燃料電池車の国内市場投入と水素供給 インフラ整備(平成23年1月公表)などの新たな取り組みにより燃料電池自動車の 普及を促進する。

## 2 自動車排出ガス改善対策

平成23年3月に閣議決定された自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量削減に関する基本方針や、平成22年8月に制定した貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱など、自動車排出ガス対策に関する新たな動きを踏まえるとともに、平成21年9月に環境基準が告示された微小粒子状物質の監視測定の実施を新たな取り組みとして加え、自動車排出ガス改善対策を進めていく。

#### (1)対策の目標

二酸化窒素大気環境基準の達成に向けて窒素酸化物排出量の削減を、自動車 NOx・PM 法の対策地域外からの流入車対策を徹底するため車種規制非適合車の削減を目標とする。

【目標1:自動車排出窒素酸化物量の削減】

〇〇%削減

【目標2:車種規制非適合車の削減】

〇〇%削減

#### (2) 取組(例)

自動車排出ガス改善対策として、①規制の実施、強化等、②ディーゼル車対策の促進、 ③啓発活動の実施、④環境監視体制の強化の4つの施策を促進していく。

#### ① 規制の実施、強化等

○ 自動車NOx・PM法に基づく施策の実施 自動車NOx・PM法に基づく車種規制を推進し、窒素酸化物及び粒子状物質排 出量のより少ない自動車への転換を促進する。

○ 車種規制非適合車の使用抑制の推進

車種規制非適合車使用抑制要綱に基づく<u>車種規制非適合車の使用抑制推進</u>を新たな取り組みとして加え、自動車排出ガス改善対策を推進する。

#### ② ディーゼル車対策の促進

○ 低公害型建設機械の使用促進 建設工事において、国土交通省が指定する低公害建設機械の使用を促進する。

#### ③ 啓発活動の実施

○ ディーゼル黒煙街頭検査、ディーゼル黒煙クリーンキャンペーンの実施 ディーゼル自動車からの黒煙の低減を図るため、ディーゼル黒煙街頭検査、ディーゼル黒煙クリーンキャンペーンを実施する。

#### ④ 環境監視体制の強化

○ 環境測定体制の整備

微小粒子状物質 (PM2.5) に係る環境基準の告示を受け、<u>微小粒子状物質の監視</u> 測定の実施を新たな取り組みとして加える。

## 3 道路環境改善対策

自動車騒音に係る環境基準を達成していない地域に対し、積極的に道路構造対策及び 沿道の環境改善対策を推進する。

#### (1)対策の目標

環境基準の達成に向けた低騒音舗装敷設、遮音壁及び環境施設帯設置の積極的推進を 目標とする。

【目標:低騒音舗装、遮音壁等の設置】

環境基準の達成に向けた低騒音舗装、遮音壁及び環境施設帯設置の積極的推進

#### (2) 取組(例)

- ① 道路構造対策、沿道の環境改善対策の推進
  - 低騒音舗装の敷設、環境施設帯、遮音壁の設置 地域・沿道の土地利用及び自動車交通の状況を勘案し、道路交通騒音の低減を図 る必要がある箇所への排水性舗装等の低騒音舗装の敷設や遮音壁の設置など、道路 構造対策を推進する。
  - 沿道対策の推進 特に騒音の著しい地域における沿道住宅への防音工事への助成を行う。

# 4 交通流円滑化・交通量低減対策

渋滞を解消し、発進・停止の回数を少なくして経済的かつスマートな自動車走行を可能にすることにより、交通流の円滑化や交通量の低減を図り、温室効果ガスや大気汚染物質の排出量を削減する。

#### (1)対策の目標

交通流円滑化や交通量低減対策効果の指標になる、混雑時における旅行速度の上昇を 目標とする。

【目標:渋滞の解消】

混雑時における旅行速度の上昇

#### (2) 取組(例)

- ① 通過・流入交通の分散、回避
  - 環状道路、バイパスの整備

- 5 -

都市への通過・流入交通を分散・回避し、交通の円滑化を図るため、環状道路やバイパスなど道路ネットワークの整備を推進する。

○ 立体交差事業等の推進

交通流のボトルネック対策として、鉄道と道路等の立体交差事業や交差点の右折 レーン整備等の交差点改良事業を推進する。

#### ② 物流の改善

○ 共同輸配送の促進

共同配送センターなどを利用した複数事業者間の往路、復路の積載調整などによる共同輸配送を促進する。

○ サードパーティーロジスティクスの活用

事業者に代わって最も効率的な貨物の輸送に係る戦略の立案、貨物の輸送に係るシステムの構築の提案等を行い、高度な貨物輸送に係るサービスを提供する<u>サード</u>パーティーロジスティクスを新たな取り組みとして加え、物流の改善を推進する。

### ③ 公共交通機関の整備、利用促進

○ パーク・アンド・ライド駐車場の整備

鉄道駅周辺でパーク・アンド・ライド駐車場を整備することにより、公共交通機 関の利用を促進する。

○ バリアフリー化の推進

高齢者や身体障害者をはじめ、誰もが公共交通機関を安全で快適に利用できるよう、旅客施設、車両のバリアフリー化を推進する。

#### ④ 自転車等の利用促進

○ パーソナルモビリティの普及

自動車から公共交通機関への利用の転換を促すため、自転車の共同利用(レンタサイクル)を推進する。

#### ⑤ ITS を活用した環境負荷の少ない交通システムの構築

○ 新交通管理システムの整備

新交通管理システム(UTMS)の整備を推進し、交通の流れを積極的に管理することにより、交通流の円滑化を図るとともに、交通安全にも対応していく。

○ ITS 総合情報提供基盤の整備

道路交通情報通信システム (VICS) などの普及拡大による交通情報の提供により、不要不急の自動車交通の削減や経路誘導等による渋滞の緩和を推進する。

○ 車両情報の収集、分析、プローブ情報の活用促進

車両位置、車両速度などの<u>車両情報(プローブ情報)の集約化・共有化による充</u> 実化した交通情報の活用による交通流の円滑化を新たな取り組みとして加える。

-6-

# 5 環境配慮型自動車利用の推進

エコドライブのさらなる普及による温室効果ガスや大気汚染物質の排出量削減や、電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)の蓄電池としての利用など新たな自動車利用など、環境に配慮した自動車の利用を推進していく。

#### (1) 推進の目標

環境に配慮する自動車利用として、エコドライブ実践率を目標とする。

【目標:エコドライブの実施】 エコドライブ実践率 〇〇%

#### (2) 取組(例)

- ① エコドライブの実践
  - 自動車運転免許の取得、更新時におけるエコドライブ教育の実施 自動車運転免許の取得、更新時にエコドライブ教育を実施するなどエコドライブ に関する情報提供を行う。

#### ② エコドライブシステムの普及

○ エコドライブ支援システムの普及

アイドリングストップ装置や燃費計などエコドライブ支援システムの普及を図る。

○ エコドライブ評価システムの普及

ドライバーのエコドライブ度を定量的に評価するエコドライブ評価システムの普及を図る。

## ③ 自動車利用方法の改善、多様化

○ カーシェアリングの推進

自動車の利用効率の向上を図るため、次世代自動車等先進エコカーを利用したカーシェアリングを推進する。

○ エコモビ運動の推進

自動車と公共交通、自転車、徒歩等を賢く使い分けるライフスタイル「エコ モビ リティ ライフ (エコモビ)」を推進する。

○ EV・PHV の蓄電池利用を活用した新たな自動車利用の促進

EV・PHV を蓄電池として電気使用ピーク時の電源や災害時の非常用電源に活用するなど、新たな自動車利用を促進する。